（令和６年11月現在）

自転車運転中に危険行為を繰り返すと

自転車運転者講習

を受けることになります。

講習の対象となる危険行為 と 講習制度の流れ

危険行為（16項目）

- ○ 信号無視
- ○ 通行禁止違反
- ○ 歩行者用道路における車両の義務違反
- ○ 通行区分違反
- ○ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ○ 遮断踏切立入り
- ○ 交差点安全進行義務違反など
- ○ 交差点優先車妨害
- ○ 環状交差点安全進行義務違反など
- ○ 指定場所一時不停止など
- ○ 歩道通行時の通行方法違反
- ○ 制動装置不良自転車運転
- ○ 酒気帯び運転など
- ○ 安全運転義務違反
- ○ 携帯電話使用など
- ○ 妨害運転（あおり運転）

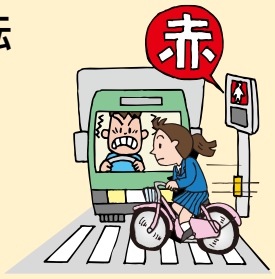

＜ 講習制度の流れ ＞

一定の危険行為を繰り返す
（3年以内に2回以上）

↓

都道府県公安委員会から受講命令

↓

講習受講
講習時間：3時間
受講手数料：6,000円
（標準額）

※講習対象者は14歳以上

受講命令に違反した場合
5万円以下の罰金

◆ 自転車安全利用五則 を 守りましょう ◆
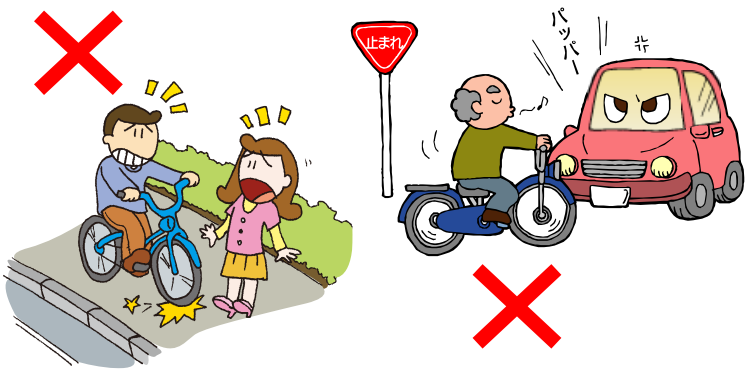
1 車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
2 交差点では信号と
　一時停止を守って、安全確認
3 夜間はライトを点灯
4 飲酒運転は禁止
5 ヘルメットを着用